

日本原水協FAXニュース

発行:原水爆禁止日本協議会 電話:03-5842-6031 2011年
FAX:03-5842-6033 Eメール:antiatom55@hotmail.com 4月2日

宮城県原水協
からFAX届く

被災地へありったけの支援を！

目黒孝事務局長から4月1日に届いたFAXの抜粋です。(見出しは事務局)

長年の「原水協通信」読者も犠牲に。何もかもが必要です。

今回の大震災と大津波の被害に対して全国から温かい励ましのメッセージや救援の募金をいただき、本当にありがとうございます。今は、人も物資も不足、津波で何もかも無くしてしまいました。肌着から着るもの、トイレットペーパーとティッシュ、そして、米、みそなど、何もかも必要としている状態です。

震災から22日目の4月1日、ガソリンを満タンに入れることができました。1～2週間前は2～3kmも車列がつづき、2時間半も待つような状態でしたから、だいぶ良くなってきたのではないかと思います。しかし、料金はレギュラーで155円/リットルと高くなっているように思います。この地震と津波の災害の影響により、宮城県内で14万6千台の車が使えなくなると報じられており、県全体の10%に相当するといわれています。回収して置く場所を探すのも大変です。

今朝の新聞では、宮城県の震災と津波による死者が7千人を超えたことが報道され、行方不明者も同じぐらいになっている状態です。この行方不明者の中には、長年の『原水協通信』読者で、原発が3台稼働する牡鹿郡女川町の安達芳美さんが含まれています。いまだに見つかっていません。女川町は、役場が比較的高いところにありますが、そこも津波に襲われています。安達さんが住んでいた清水町というところは、役場との間に川が流れ、高台に避難するには時間を要する地域といわれていました。女川町の亡くなった方の年齢を見ると、60歳代から80歳代の高齢者が多くなっているようです。

県内には7万4千人が避難生活を送っていますが、南三陸町では地区住民がまとまって他町に移転する計画も提案されています。しかし、行方不明者のいる家族にとっては、すぐに住んでいるところを出る気にならないようで、悩んでいる方がいると聞き、本当に胸が痛みます。

地震と津波の被害は沿岸部だけでなく、仙台市内の丘陵地帯では、地割れや陥没、地滑りなどで、家が傾いたり、流されたり、崖から崩れ落ちそうになったり、これは山津波と同じで手の付けようがない、私だったらどうするのだろうか、つい思ってしまいます。

東北自動車道、三陸道がやっと通れるようになり、これで宮城の自動車道はすべて通れるようになりました。

避難している方も、救援をしている方も、疲れが出る頃です。本当に変わってあげたいくらいです。

4月7日、東京から宮城県へ支援の車を出します。



▲安井事務局長に粉ミルク缶を手渡す文さん

文徳盛駐日中国大使館参事官が 粉ミルク8缶を事務局に寄付

駐日中国大使館の文徳盛(ウェン・デシェン)参事官と裴貴春(ハイ・キシユン)政治担当官が4月1日午後、日本原水協事務局を訪れ、粉ミルク8缶を寄付してくれました。

文さんは「本国の家族に子どもが生まれるので日本から送ろうと思っていたが、今回の震災の被災者に届けて欲しい」と話しました。

民間港への米艦船などの入港にもかかわる 「港湾法」改定案が成立

今国会に提出されていた「港湾法」改定案は3月31日、参議院本会議で採決され、日本共産党、社民党などの反対がありましたが、民主、自民、公明などの賛成で成立しました。

「5500億円もの巨額の整備費を災害普及に」

—日本共産党こくた議員が質問

改定案は、京浜と阪神の5つの港を「国際戦略港湾」に指定し、国際戦略港湾と国際拠点港湾（特定重要港湾の名称を変更）については、港湾運営に関する業務を国又は港湾管理者が指定する「港湾運営会社」に丸投げすることを可能にするというものです。

事業費としては、2011年度予算で514億円（国費327億円）を計上し、2020年までには水深16メートルの大水深コンテナターミナルの整備等に約5500億円を投入するもの。

東日本大震災で東北地方の港湾が壊滅的な被害を受ける中、5500億円もの巨額の税金をつぎ込むのか、また民間会社に港の運営を委託することで、そこで働く労働者の賃金・労働条件や非核神戸方式はどうなるのかが問われていました。

3月25日の衆議院国土交通委員会で日本共産党の穀田恵二議員は、「大震災で青森県から茨城県にかけての重要港湾14港が機能停止に陥り、復旧には1兆円を上回る費用が予想される。国民生活を立て直す上で国際戦略港湾事業予算を災害普及に回すべきだ」と求めました。大畠国交相は「震災対策も大事だが、同時に日本の経済力を衰退させては困る」と答弁しました。

「非核神戸」方式への影響は？

また「非核神戸」方式について、「港湾運営会社が船舶の入港に関して、許可権限はどのようなものか、非核証明書を提出しない場合でも港湾運営会社が入港を認めることがあるのかどうか」との質問には、「港湾法においては、港湾管理者たる地方公共団体が港湾を管理している。この考え方については港湾運営会社が指定された港湾においても同様と考えております」と答弁。穀田議員が再度「非核神戸方式について影響を及ぼすことはないということですね」と追及すると、大臣は「民間企業になったとしてもこれまでと同じ形でとり行われるだろうと私は受けとめています」と答弁しています。

「非核神戸」方式って？

1975年、神戸港で働く労働者が中心となって市議会に陳情。そして同年3月に全会派一致で採択された「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」に基づき、外国の艦船（軍が管理する船）が神戸港に入港する際に、核兵器を搭載していないことを自ら証明する「非核証明書」を提出することを義務づけたもの。それ以降36年間、「艦船などに核を搭載しているかしていないかは、肯定も否定もしない」という「NCND」原則をとっている米軍艦の寄港を許していない。